

2014年12月16日

## 「ヤンゴン日本人会」 会則付則 「会計規則」

### 1. 会費の種類

会費は法人会費及び個人会費とする。

### 2. 会費の額

#### 法人会員会費

[日本の親会社が上場及びそれに準ずる企業] 年額: 1法人当たり **650**米ドル(現金)  
[その他の企業等] 年額: 1法人当たり **350**米ドル(現金)

#### 個人会員会費

[一般会員] 年額: 成人1人当たり **60**米ドル(現金)  
[学生会員] 免除。  
[法人代表] 免除。  
[家族会員] 免除。 同一生計内の個人会員の配偶者。

### 3. 会計年度及び会費の徴収方法

会計年度は毎年 4月1日から翌年3月31日迄とし、5月10日迄に年額をジャパン・クラブに一括前納するものとする。

### 4. 中途入会

入会当月から起算した月割り計算ベースでの当該年度分を、ジャパン・クラブに一括前納するものとする。支払いの際、小数点以下の端数は切り上げとする。

以上

1980年4月 1日 改定	1982年4月 1日 改定	1990年4月24日 改定	1991年4月22日 改定
1994年4月 1日 改定	1996年4月24日 改定	1998年4月24日 改定	2005年10月 10日改定
2008年4月 8日 改定	2009年4月 7日 改定	2011年6月28日 改定	2014年3月11日 改定
2014年12月16日改定			